

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会 議事要旨

1. 日時：平成 21 年 6 月 25 日（木） 10：00～12：00
2. 場所：金融庁 11 階共用会議室
3. 出席委員：浅見真理、安藤正典、遠藤卓郎、国包章一、西村哲治、広瀬明彦、眞柄泰基、松井佳彦（敬称略）
4. 議事
 - （1）銅に係るリスク評価及び水質基準の設定
 - （2）カドミウムの水質基準改正
 - （3）最新の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改訂方針
 - （4）NDMA の評価値の検討
 - （5）水道水質基準等に関する今後の逐次改正の進め方
 - （6）その他
5. 議事概要
 - （1）銅に係るリスク評価及び水質基準の設定
 - ◎ 銅に係る水質基準の設定について審議した結果、銅製給水装置使用者を対象としたリスク評価結果を踏まえ、現行基準値(1.0mg/L)を維持することとする事務局案について了承された。
 - （2）カドミウムの水質基準改正
 - ◎ カドミウムに係る水質基準改正について審議した結果、内閣府食品安全委員会（以下、「食安委」という。）による食品健康影響評価の状況や給水装置からの溶出試験結果を踏まえ、水質基準値を 0.01mg/L から 0.003mg/L へ変更（薬品基準や給水装置や資機材の浸出性能基準は、現行の 0.001mg/L から 0.0003mg/L に変更）する事務局案について了承された。今後、平成 22 年 4 月施行に向けパブリックコメント手続を行うこととされた。
 - （3）最新の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改訂方針
 - ◎ 平成 20 年第 2 回水質基準逐次改正検討会（平成 20 年 8 月開催）以降に食安委により行われた食品健康影響評価を受け、今後の水質基準等の改訂方針について審議した結果、下記の事務局案についていずれも了承された。
 - ・ テトラクロロエチレン（水質基準項目）
食安委の食品健康影響評価を踏まえ、評価値を 0.04mg/L に緩和することも考え

られるが、当該物質は代表的な地下水汚染の原因物質であり、基準値の緩和は直ちに水道水中の当該物質の濃度上昇につながる蓋然性が高いため、現状非悪化の観点から従前からの評価値を維持する。

- ・ トリクロロエチレン（水質基準項目）
室内空気、室外空気、水道水（飲用、入浴時の吸入・経皮曝露）及び食品からの曝露量評価から、水道水寄与率を70%とし、食安委の食品健康影響評価を踏まえ、評価値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更する。
- ・ トルエン（水質管理目標設定項目）
食安委の食品健康影響評価を踏まえ、評価値を0.2mg/Lから0.4mg/Lに変更する。
- ・ 農薬類（水質管理目標設定項目）
ペンシクロン、メタラキシル、ブタミホス及びプレチラクロールについて、食安委の食品健康影響評価を踏まえ、それぞれ水質管理目標値を変更する。
- ・ 食安委より現行基準値の設定根拠と同じ評価結果が示された物質については、現行基準値を維持する。

（４）NDMA の評価値の検討

- ◎ 平成21年度より要検討項目に追加されたNDMAの評価値について審議され、評価値を0.1µg/Lとし、引き続き要検討項目としてその存在状況や生成機構についての知見を図るとする事務局案について了承された。

（５）水道水質基準等に関する今後の逐次改正の進め方

- ◎ 水質基準等に関する今後の逐次改正の進め方について審議し、浄水等からの検出状況を踏まえて逐次的な見直しを行うこととする事務局案について、基準項目への格上げ等については、検出状況のみならず、各物質の毒性、処理技術、検査方法等様々な要素を踏まえて総合的に判断するべきであるとされた。また、事務局から、水質基準や水質管理目標設定項目等の候補物質となりうる物質について情報収集・整理を行った旨報告された。

（６）その他

- ・ 検討会での議論については、今年度後半に開催される予定となっている厚生科学審議会生活環境水道部会へ報告することとされた。

（了）